

18 三原市における低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(平成21年(ゲ)第4号事件)

(1) 事件の概要

平成21年6月25日、広島県三原市の住民1人から、老人ホーム経営会社と同社建物の所有者を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が受けている健康被害は、被申請人らが経営又は所有する施設に存する高圧受変電設備等から発生する低周波音によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を現地で開催するとともに、現地調査、騒音・低周波音の測定調査を実施するなど、手続を進めている。